

助太刀カードに付帯する団体総合生活補償保険の被保険者についての考え方をご説明します。

## 被保険者の適用期間について

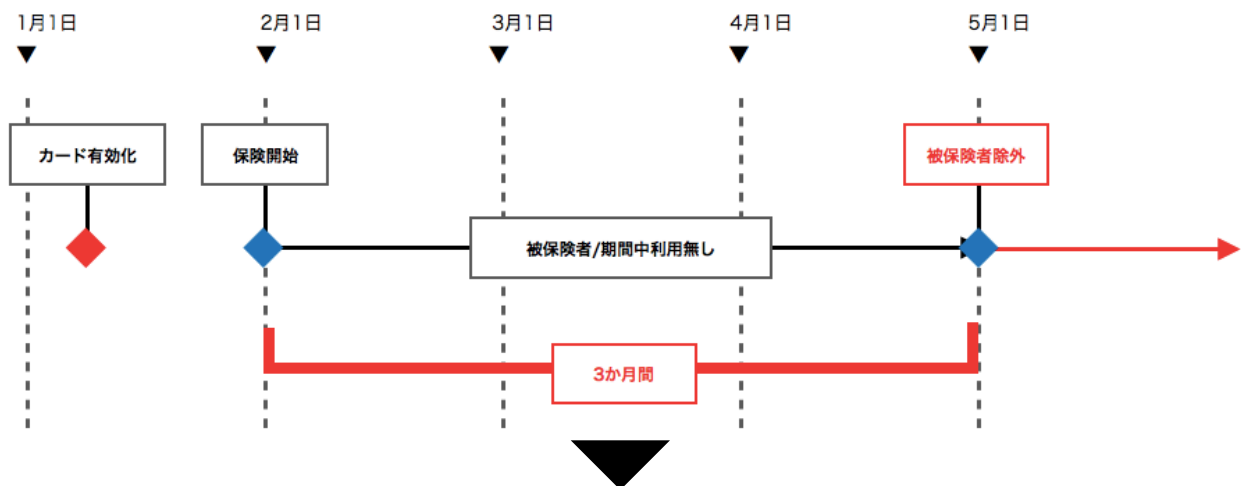
### ■ 被保険者の範囲

助太刀カードに付帯する傷害保険は、カード有効化※後の翌月1日午後4時より3か月間提供されます。その後の提供につきましては、過去3か月間に即日受取サービスの利用(発注者：即日受取申請の承認 / 受注者：即日受取サービスによる助太刀カードへのチャージ)が無い場合、被保険者から除外されます。改めて即日受取サービスをご利用いただきますと、翌月1日午後4時より再度被保険者となります。

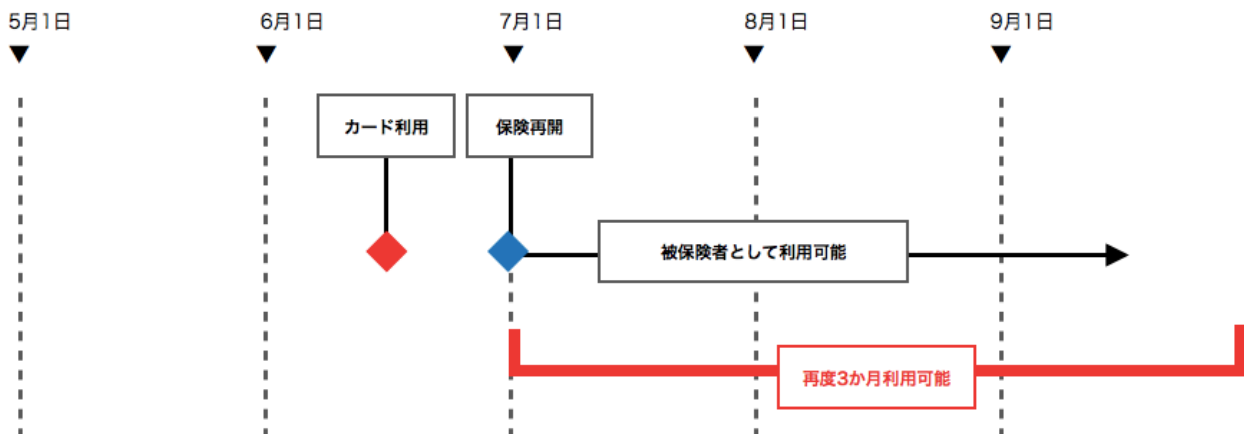
※「カード有効化」とは、手元にカードが届いた際に同封されている4桁の利用開始コードが、助太刀アプリに入力された状態を指します。

〔被保険者となる期間例〕

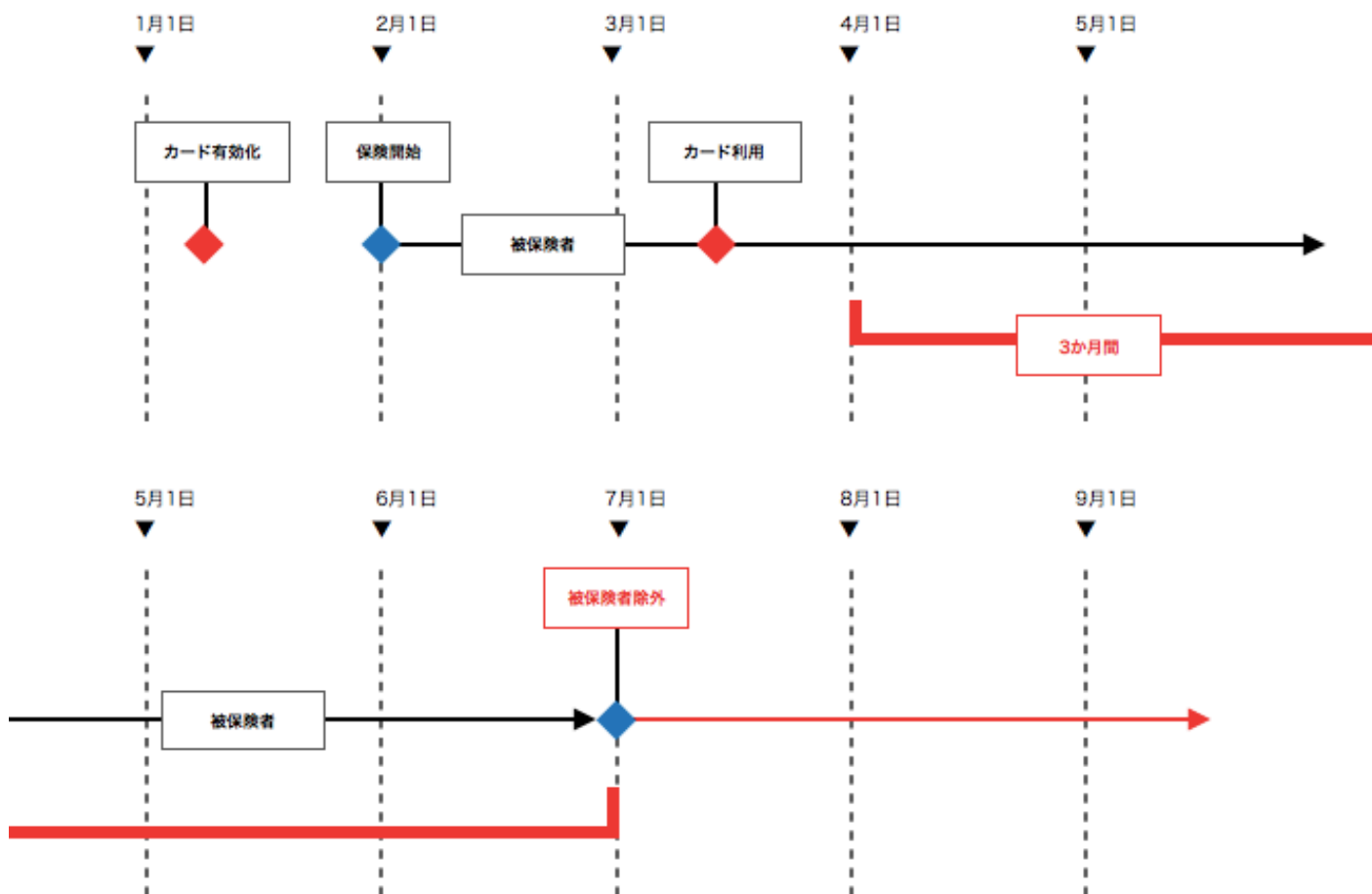
1-1. 1月にカード有効化後、3か月間1度も即日受取サービスを通じた利用が無かった場合。



1-2. 5月に被保険者からの除外後、6月に即日受取サービスの利用があった場合。



2. 1月にカード有効化後、3月に1度だけ即日受取サービスの利用があった場合。



※上記は、2019年1月現在の条件となります。当社は、当社の都合により、本サービスの内容を変更し、または提供を終了することができます。当社が本サービスの提供を終了する場合、当社は登録者に事前に通知するものとします。